

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第105号）

- 1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第3条、第4条関係）
 - (1) 6月に支給する場合には、100分の140に引き上げること。
 - (2) 12月に支給する場合には、100分の155（平成26年12月にあつては、100分の157.5）に引き上げること。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(1)及び(2)（平成26年12月に係る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 1(2)による改正後の期末手当（平成26年12月に係る部分に限る。）は、平成26年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第106号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
 - (1) 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額410,900円から412,200円に、月額50,000円から50,300円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）
 - (2) 一般職の職員の交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額35,000円から38,300円に引き上げることとした。（第29条関係）
 - (3) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第39条関係）
 - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の70（平成26年12月にあつては100分の72.5、特定幹部職員にあつては100分の90（平成26年12月にあつては100分の92.5））に引き上げること。
 - イ 再任用職員においては、100分の35（平成26年12月にあつては100分の37.5、特定幹部職員にあつては100分の45（平成26年12月にあつては100分の47.5））に引き上げること。
 - (4) 主幹教諭について、教育職給料表(2)を適用するとともに、義務教育等教員特別手当の支給対象職員に加えることとした。（第40条の2、別表第3イ関係）
 - (5) 一般職の職員（平成27年4月1日において46歳未満である職員のうち人事委員会規則で定める職員に限る。）の同日における号給については、これらの規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とすることとした。（附則第30項～附則第34項関係）
 - (6) 一般職の職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第5関係）
 - (7) 一般職の職員の寒冷地手当の支給地域を改めることとした。（別表第6関係）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置を適用する期限を平成27年3月31日までとすることとした。（附則第8項関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - ア 1(2) 平成27年1月1日
 - イ 1(3)（平成26年12月に係る部分を除く。）、(4)及び(7)並びに3(3)（附則第4項から附則第7項までの規定に限る。）及び(5)から(7)まで 平成27年4月1日
 - (2) 1(1)による改正後の初任給調整手当及び1(6)による改正後の給料月額は平成26年4月1日から、1(3)による改正後の勤勉手当（平成26年12月に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項～附則第8項関係）
 - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第9項関係）

- (5) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第10項関係)
- (6) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。(附則第11項関係)
- (7) 3(5)及び(6)による改正後の医療局企業職員及び企業局企業職員の寒冷地手当に係る経過措置は、医療局長又は企業局長が定めることとした。(附則第12項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第107号)

1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正

- (1) 職員の交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額35,000円から38,300円に引き上げることとした。(第24条関係)
- (2) 職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。(第30条関係)
 - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の70(平成26年12月にあつては100分の72.5)に引き上げること。
 - イ 再任用職員においては、100分の35(平成26年12月にあつては100分の37.5)に引き上げること。
- (3) 職員(平成27年4月1日において46歳未満である職員のうち県人事委員会規則で定める職員に限る。)の同日における号給については、これらの規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の3号給、2号給又は1号給上位の号給とすることとした。(附則第32項～附則第36項関係)
- (4) 職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第3関係)
- (5) 職員の寒冷地手当の支給地域を改めることとした。(別表第4関係)
- (6) その他所要の整備をすることとした。(第25条関係)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置を適用する期限を平成27年3月31日までとすることとした。(附則第8項関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - ア 1(1) 平成27年1月1日
 - イ 1(2)(平成26年12月に係る部分を除く。)、(5)及び(6)並びに3(3)(附則第4項から附則第7項までの規定に限る。) 平成27年4月1日
- (2) 1(4)による改正後の給料月額は平成26年4月1日から、1(2)による改正後の勤勉手当(平成26年12月に係る部分に限る。)は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～附則第8項関係)
- (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第9項関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第108号)

- 1 教員特殊業務手当の支給限度額を月額6,400円から8,000円に引き上げることとした。(第19条の2関係)
- 2 県立の中学校に置くこととした主幹教諭について支給対象とする手当を定めることとした。(第19条の2関係)
- 3 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。ただし、2は、同年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎一般職の職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例(条例第109号)

- 1 特別支援学校に勤務する教育に直接従事することを本務とする職員及び養護教諭等の給料の調整額に係る調整数を1に引き下げる等所要の改正をすることとした。(別表関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（条例第110号）

1 特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の給料の調整額に係る調整数を1に引き下げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第111号）

1 給料月額を引き上げることとした。（第5条関係）

2 期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第6条関係）

（1）6月に支給する場合においては、100分の140に引き上げること。

（2）12月に支給する場合においては、100分の155（平成26年12月にあつては、100分の157.5）に引き上げること。

3 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2（平成26年12月に係る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）1による改正後の給料月額は平成26年4月1日から、2（2）による改正後の期末手当（平成26年12月に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

（3）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第112号）

1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。（第7条関係）

2 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第9条関係）

（1）6月に支給する場合においては、100分の140に引き上げること。

（2）12月に支給する場合においては、100分の155（平成26年12月にあつては、100分の157.5）に引き上げること。

3 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2（平成26年12月に係る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）1による改正後の給料月額は平成26年4月1日から、2（2）による改正後の期末手当（平成26年12月に係る部分に限る。）は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）

（3）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例（条例第113号）

1 災害廃棄物処理基金条例の有効期限を平成27年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県指定難病審査会の委員の定数等に関する条例（条例第114号）

1 岩手県指定難病審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数を定めることとした。（第1条関係）

2 難病の患者に対する医療等に関する法律及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会の会長が審査会に諮って定めることとした。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第115号）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

（1）岩手県県税条例（第1条関係）

- (2) 看護職員修学資金貸付条例（第2条関係）
- (3) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（第3条関係）
- (4) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（第4条関係）
- (5) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数に関する条例（条例第116号）

- 1 岩手県小児慢性特定疾病審査会の委員の定数を定めることとした。（本則関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。（附則関係）

◎地域医療介護総合確保基金条例（条例第117号）

- 1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条に規定する都道府県事業に要する経費の財源に充てるため、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）

7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第118号）

- 1 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第119号）

- 1 道路の占用料の額等を改めることとした。（別表関係）

- (1) 道路の占用料に係る所在地の区分を改めることとした。
- (2) 道路の占用料の単価を改めることとした。

- 2 市町村の廃置分合等に伴い占用料の額が増額する既存の占用物件に係る特例措置について、所要の改正をすることとした。

（附則第2項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県営住宅等条例等の一部を改正する条例（条例第120号）

- 1 県営住宅に県営栃ヶ沢アパート等を加えることとした。（別表関係）

- 2 県営住宅に県営関谷アパートを加えることとした。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則関係）